

■資本関係がある場合

申請者(リースの場合はその使用者(契約者))が、自社または資本関係にある会社から調達(充電設備の購入および設置工事を含む。)する場合は、補助対象経費から利益相当額を排除することが必要です。

△ 自社にて調達する場合と、資本関係にある会社から調達する場合に必要な書類が異なりますので、注意してください。

公募申請時に必要な書類

- ①資本関係が分かる資料
 - ・WEBサイトの株主情報のコピー、会社紹介パンフレット等
- ②該当する利益等排除の算出方法による根拠資料
 - ・当該調達品および当該設置工事費に対する原価または経費であることの証明およびその根拠となる資料。
 - ・調達先(当該調達品メーカーまたは工事施工会社)の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)
- ③利益等排除申告書(様式30)
 - ・設置工事の場合は見積書・工事内容内訳書のうち、利益に該当する費目を示すことが必要です。

株式会社〇〇

企業情報

会社名 株式会社〇〇
 所在地 東京都中央区〇〇-〇
 設立 19XX年 X月
 資本金 〇億〇万円
 決算日 〇月末日
 年商 〇億〇万円

関連会社

〇〇エンジニアリング株式会社
 所在地 〇県〇市
 設立 19XX年 X月
 資本金 〇億〇万円
 持株比率 100%
 事業内容 生産設備の工事施工

〇〇物流株式会社
 所在地 〇県〇市
 設立 19XX年 X月
 資本金 〇億〇万円
 持株比率 66%
 事業内容 物流加工

①例

損益計算書
(自 平成-年-月-日 至 平成-年-月-日)

(単位:円)

科目	金額	金額
売上高		00,000,000
売上原価		50,000,000
売上総利益		50,000,000
販売費及び一般管理費		3,000,000
営業利益		47,000,000
営業外利益		
営業外収益		
受取利息	650,000	
為替差益	470,000	
その他	0	
営業外費用		
支払利息	845,000	
棚卸資産評価損	365,000	
為替差損	35,100	
その他	10,000	
経常利益		1,255,100
特別利益		49,375,100
固定資産売却益	1,000,000	
前期損益修正益	20,000	
賞与引当金戻入額	30,000	
その他	0	
特別損失		1,050,000
固定資産除売却損	1,000,000	
その他		
税引前当期純利益		1,000,000
法人税、住民税及び事業税	20,000,000	
法人税等調整額	△ 10,000,000	
当期純利益		47,325,100
		27,325,100

②例

(様式30) 設備設置(平成29年度事業)
 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金
 利益等排除申告書

申請日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
 代表理事 殿

審査管理番号
 (申請者) 100-0000
 住所 〒 100-0000
 東京都中央区〇〇-〇

氏名又は名称 株式会社〇〇
 及び代表者名

(設置場所)
 名称 〇〇

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金の申請をするにあたり、資本関係にある会社から調達を行うため、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金実施細則第7条2項に基づき、利益等排除の方法および当該設置工事の利益相当額を下記の通り申告します。

1.対象区分	充電設備が該当する会社	設置工事施工会社
	(ノキ-名)	(会社名)
2.利益等排除理由 (該当項目に✓してください。)	<input type="checkbox"/> 申請者自身が補助対象のメーカーである。	<input type="checkbox"/> 申請者自身が補助対象の施工工事会社である。
	<input type="checkbox"/> 100%同一の資本に属するグループ企業である。	<input type="checkbox"/> 100%同一の資本に属するグループ企業である。
3.利益等排除方法	<input type="checkbox"/> 充電設備承認申請にて提出した原価	取引価格
	<input type="checkbox"/> 原価以内の取引価格	<input type="checkbox"/> 部材費： <input type="checkbox"/> 労務費： <input type="checkbox"/> 売上総利益率： <input type="checkbox"/> 営業利益率：
4.利益相当額		円

添付書類：製造原価、工事原価及び販売費及び一般管理費については、それが当該調達品及び当該設置工事費に対する経費であることの証明及び、該当する利益等排除の算出方法の根拠となる資料を添付します。

以上

センター
 記入欄

③例

■資本関係がある場合

公募申請時

充電設備の利益等排除の区分と方法

公募申請時に必要な書類

利益等排除の区分	利益等排除の方法	①資本関係が分かる資料	②該当する利益等排除の算出方法による根拠資料	③利益等排除申告書(様式30)
(1) 公募申請者の自社調達の場合	原価をもって補助対象経費とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。	○ ※本人確認書類にて代用可能	・当該調達品に対する原価または経費であることの証明およびその根拠となる資料。	○
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	取引価格が当該調達品の原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。	○		○
(3) 公募申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。	○		○

設置工事の利益等排除の区分と方法

公募申請時に必要な書類

利益等排除の区分	利益等排除の方法	①資本関係が分かる資料	②該当する利益等排除の算出方法による根拠資料	③利益等排除申告書(様式30)
(1) 公募申請者の自社調達の場合	原価をもって補助対象経費とします。この場合の原価とは、当該設置工事費の工事原価をいいます。	○ ※本人確認書類にて代用可能	・当該設置工事費に対する原価または経費であることの証明およびその根拠となる資料。	○
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行います。	○	・調達先(当該調達品メーカーまたは工事施工会社)の直近年度の決算報告(単独の損計算書)	○
(3) 公募申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行います。	○		○

■資本関係がある場合

<損益計算書 サンプル>

(単位：円)

科目	金額	計算式	利害関係がある人
売上高	20,000		顧客から
売上原価	15,000		取引先へ
■売上総利益【粗利益】 (売上高-売上原価)	5,000	=20000-15000	
販売費・一般管理費	3,800		従業員へ(給料)
■営業利益 (売上総利益-販管費)	1,200	=5000-3800	
営業外収益	100		
営業外費用	200		債権者へ(銀行など)
■経常利益 [営業利益+(営業外収益-営業外費用)]	1,100	=1200+100-200	
特別利益	50		
特別損失	300		
■税引き前当期利益 [経常利益+(特別利益-特別損失)]	850	=1100+50-300	
法人税などの税金	400		国・地方公共団体へ
■当期利益 (税引き前当期利益-法人税などの税金)	450	=850-400	株主へ (最後に残った利益)

$$\begin{aligned} \text{売上総利益率} &= \text{売上総利益} \div \text{売上高} \times 100 \\ &= 5000 \div 20000 \times 100 \\ &= 25\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{営業利益率} &= \text{営業利益} \div \text{売上高} \times 100 \\ &= 1200 \div 20000 \times 100 \\ &= 6\% \end{aligned}$$

算出結果が小数点となる場合は、
小数点第3位切り捨てをした値を
利益等排除申告書(様式30)「3.利益等排除方法」に記入して下さい。
例：
4.016%→小数点第3位切捨て→4.01%